

## 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

### 1 提案理由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険料の軽減基準を変更するため。

### 2 改正要旨

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除額及び公的年金等控除額が 10 万円引き下げられ、基礎控除の額が 10 万円引き上げられたことに伴い、国民健康保険料の軽減基準について、当該世帯に給与所得者等が 2 人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えることで、軽減の対象となっていた被保険者に不利益が生じないように改正するもの。

### 3 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

### 4 国民健康保険料の軽減基準の変更の概要

世帯の総所得金額が、下表の計算式により求められる金額以下の場合に、国民健康保険料の均等割額・平等割額が軽減される制度について、その基準を変更する。

|             | 軽減割合                               | 計算式   | 被保険者数<br>かつ給与所得者等の数 | 世帯総所得金額       |
|-------------|------------------------------------|---|---------------------|---------------|
| 現<br>行      | 7 割                                | 33 万円   | 1 人                 | 330,000 円以下   |
|             |                                    |   | 2 人                 |               |
|             |                                    |   | 3 人                 |               |
|             | 5 割                                | 33 万円<br>+28 万 5 千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)                        | 1 人                 | 615,000 円以下   |
|             |                                    |   | 2 人                 | 900,000 円以下   |
|             |                                    |   | 3 人                 | 1,185,000 円以下 |
| 2 割         | 33 万円<br>+52 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) | 1 人   | 850,000 円以下         |               |
|             |                                    | 2 人   | 1,370,000 円以下       |               |
|             |                                    | 3 人   | 1,890,000 円以下       |               |
| 改<br>正<br>後 | 7 割                                | 43 万円<br>+10 万円×(給与所得者等の数-1)                                  | 1 人                 | 430,000 円以下   |
|             |                                    |   | 2 人                 | 530,000 円以下   |
|             |                                    |   | 3 人                 | 630,000 円以下   |
|             | 5 割                                | 43 万円<br>+28 万 5 千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)<br>+10 万円×(給与所得者等の数-1) | 1 人                 | 715,000 円以下   |
|             |                                    |   | 2 人                 | 1,100,000 円以下 |
|             |                                    |   | 3 人                 | 1,485,000 円以下 |
|             | 2 割                                | 43 万円<br>+52 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)<br>+10 万円×(給与所得者等の数-1)     | 1 人                 | 950,000 円以下   |
|             |                                    |   | 2 人                 | 1,570,000 円以下 |
|             |                                    |   | 3 人                 | 2,190,000 円以下 |

※給与所得者等とは、給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者のことをいう。

※世帯総所得金額は、改正後における「被保険者数」と「給与所得者等の数」が同数であると仮定した場合の額。